

介護予防・日常生活支援総合事業 の概要

令和8年4月
敦賀市役所 長寿健康課

1. 総合事業の概要

(1) 総合事業の趣旨

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、
住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実
することで、
地域の支え合い体制づくりを推進し、
要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を
目指す

(2) 予防給付と総合事業 (R7.7~)

【H29.1月~】

介護保険制度

【R7.7月~】

介護給付 (要介護 1~5)

介護予防給付 (要支援 1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援 1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス ・通所型サービス
 - ・その他の生活支援サービス
 - ・介護予防支援事業 (ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの体制整備

任意事業

介護給付 (要介護 1~5)

介護予防給付 (要支援 1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援 1~2、それ以外の者)

- サービス・活動事業
 - ・訪問型サービス ・通所型サービス
 - ・その他の生活支援サービス
 - ・介護予防支援事業 (ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの体制整備

任意事業

地域支援事業

地域支援事業

(3) 総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)

サービス・活動事業

(従来の要支援者)
・要支援認定を受けた者
(要支援者)

・基本チェックリスト該当者
(サービス・活動事業対象者)

一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者
・その支援のための活動に関わる者

訪問型サービス
(第1号訪問事業)

- ・ 現行の訪問介護相当
- ・ 多様なサービス

- ① 訪問介護
- ② 訪問型サービス・活動A (緩和した基準によるサービス)
- ③ 訪問型サービス・活動B (住民主体による支援)
- ④ 訪問型サービス・活動C (短期集中予防サービス)
- ⑤ 訪問型サービス・活動D (移動支援)

通所型サービス
(第1号通所事業)

- ・ 現行の通所介護相当
- ・ 多様なサービス

- ① 通所介護
- ② 通所型サービス・活動A (緩和した基準によるサービス)
- ③ 通所型サービス・活動B (住民主体による支援)
- ④ 通所型サービス・活動C (短期集中予防サービス)
- ① 栄養改善の目的とした配食
- ② 住民ボランティア等が行う見守り

その他の生活支援サービス
(第1号生活支援事業)

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

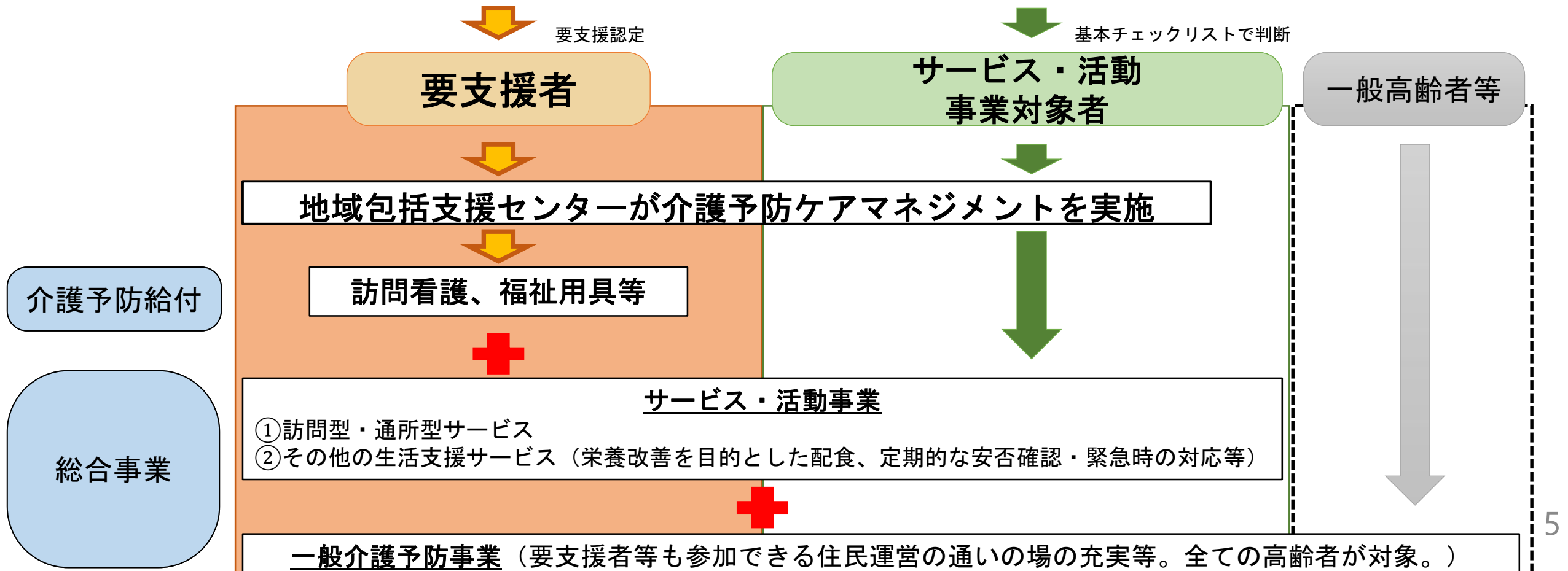
- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

③ 訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に質する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

(4) 総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護**以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）**は、引き続き**予防給付**によるサービス提供を継続。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略し「サービス・活動事業対象者」とし、基本チェックリストで判定することによって、迅速なサービス利用が可能に。

従来の要支援者



5. サービス利用の手続き

